

会に加入しない場合には自治会費の支払義務はありません。未加入を防止するため、マンションなどでは、管理規約で自治会への入会を入居条件とするところもあります。

自治会は、ゴミ収集など日常的な取組や災害時の共助といった緊急時の対応などで存在意義を持ち、地域に密着した最小単位の組織と言えるので、このようなメリットについて理解を求め、自治会への加入や自治会費の支払を促すことになるでしょう。

Q5

近くの空き地に家電製品などが捨てられるようになりました。このままでは一般のゴミなども捨てられて不潔な環境にならないか心配です。何か対策はないでしょうか。

A5

産業廃棄物処理業者でない一般人についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ゴミの不法投棄は禁じられています。違反者には、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金とい

う規定もありますが、隠れて不法投棄が行われると、罰則があっても対処することが難しくなります。

他方、土地の占有者・管理者は、その土地の清潔を保つように努めなければならないと定められており、不法投棄者が見つからなかった場合は、空き地の所有者が自ら回復のための処理をする必要があり、行政においては、私有地に捨てられた廃棄物の処理ができません。

土地所有者が現状を把握していないこともあるでしょうから、可能であれば近隣の方から現状を伝え、土地所有者において回復のための処理や柵を設けるなどの自衛策を講じることになるでしょう。

